

障害者のしおい

松浦市福祉事務所 障害福祉係

《問い合わせ先》

松浦市福祉事務所 障害福祉係 ☎ 0956-72-1111（内線 156・157）

もくじ

○障害者手帳の交付

- ・身体障害者手帳 2ページ～
- ・療育手帳 4ページ～
- ・精神障害者保健福祉手帳 6ページ～

○利用できる制度

- ・税金等の控除・免除 8ページ～
- ・割引・減免など 10ページ～
- ・福祉医療費 14ページ～
- ・自立支援医療費 17ページ～
- ・装具・用具 20ページ～
- ・各種手当 23ページ～
- ・その他の助成 25ページ～
- ・障害福祉サービス 27ページ～

マイナンバーの提示について

これからご紹介する制度の中には、申請の際にマイナンバーの提示が必要なものと、そうでないものがあります。マイナンバーの提示が必要なものについては下のようなマークをつけています。窓口に来る方や申請の種類によって提出書類も違いますので詳しくは、福祉事務所・障害福祉係にお尋ねください。

マイナンバーの
提示が必要です！



障害者手帳の交付

身体障害者手帳

身体に障害のある方に交付され、障害の程度により1級から6級までの等級があります。手帳の交付を受けると、障害の程度により医療費の助成、補装具の給付、各種割引、税の控除・減免などの援助を受けることができます。

○交付を受けるための手続きに必要なもの

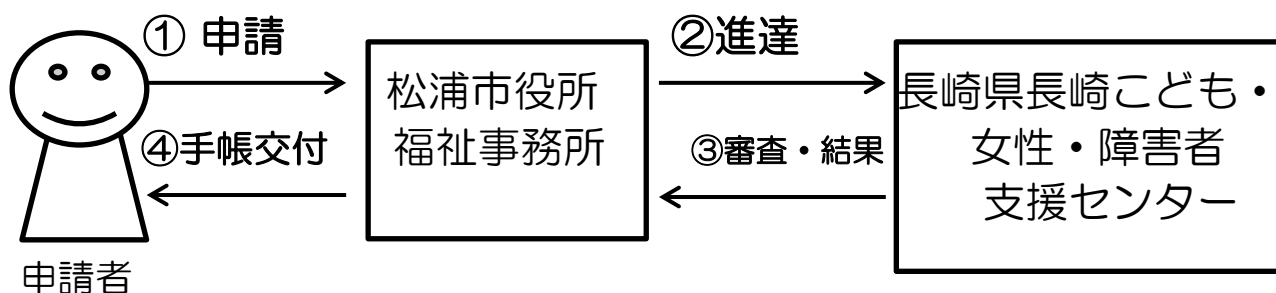
- ・ 身体障害者手帳交付申請書
- ・ 指定医師の意見書・診断書
- ・ 写真（縦4cm・横3cm、サングラス・帽子等をはずしてあるもの）

マイナンバーの
提示が必要です！



※まずは一度、主治医に身体障害者手帳に該当するかどうか、相談をしてみてください。

申請をされたら、県での審査がありますので、手帳が出来るまでに1か月ほどお時間をいただきます。



《身体障害者手帳のその他の手続き》

- 手帳を紛失・汚損したとき

⇒再交付をします。**写真**が必要です。

- 住所や氏名が変更になったとき

⇒手帳の書き換えをします。**手帳**が必要です。

- 再認定の時期が到来したとき

⇒障害の程度に変化が予想される方は、再認定をしなければなりません。再認定の期限が近づくと、県から通知が送られてきますので、医師に**意見書・診断書**を書いてもらってください。なお、新規で申請するときと同じように、**写真**が必要です。

- 等級変更・障害名を追加したいとき

⇒障害の程度が変化したとき、今持っている手帳とは別の障害で手帳を取得したいときは、医師に**意見書・診断書**を書いてもらってください。なお、新規で申請するときと同じように、**写真**が必要です。

- 松浦市から転出するとき

⇒松浦市での手続きは特に必要ありません。新しい住所地で住所変更の手続きをしてください。

- 死亡、障害が治癒したとき

⇒手帳を返還してもらいます。**手帳**が必要です。

マイナンバーの
提示が必要です！



療育手帳

知的障害（18歳までに知的障害があった）と判断された方に交付され、障害の程度によりA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の4つの区分があります。手帳の交付を受けると、障害の程度により医療費の助成、日常生活用具の給付、各種割引、税の控除・減免などの援助を受けることができます。

マイナンバーの
提示が必要です！



○交付を受けるための手続きに必要なもの

- ・療育手帳交付申請書
- ・療育手帳交付・再判定申請時調査票
- ・写真（縦4cm・横3cm、サングラス・帽子等をはずしてあるもの）

○判定の方法

申請書を提出したあと、判定は佐世保こども・女性・障害者支援センターで行います。原則、**来所判定**となっており、佐世保まで行っていただくようになります。佐世保こども・女性・障害者支援センターから電話がかかってくるので、来所の日時をいつにするか打ち合わせをしてください。

判定に行く際には、幼い頃の様子が詳しくわかる方が同行してください。

また、18歳までに知的障害があったことがわかるような書類（母子手帳・学校の成績表）などを持っていくと判定がスムーズに進みます。

《療育手帳のその他の手続き》

- 手帳を紛失・汚損したとき

⇒再交付をします。**写真**が必要です。

- 住所や氏名が変更になったとき

⇒手帳の書き換えをします。**手帳**が必要です。

- 再判定時期が到来したときや障害の程度が変化したとき

⇒障害の程度に変化が予想される方は、再判定をしなければなりません。福祉事務所・各支所で申請し、新規で申請するときと同じように、佐世保こども・女性・障害者支援センターでの判定が必要になります。

- 死亡、障害が治癒したとき

⇒手帳を返還してもらいます。**手帳**が必要です。

- 松浦市から転出するとき

⇒松浦市での手続きは特に必要ありません。新しい住所地で住所の変更の手続きをしてください。

⇒県外へ転出し、在宅で長期に新たな住所地に住む予定がある場合、スムーズなサービス利用のためにも、新たに手帳を取得することをご検討ください(ただし、施設入所者等の場合は除く。)



精神障害者保健福祉手帳

一定以上の精神障害の状態にある方に交付され、1級から3級の等級があります。
手帳の交付を受けると、障害の程度により医療費の助成、各種割引、税の控除・減免などの援助を受けることができます。

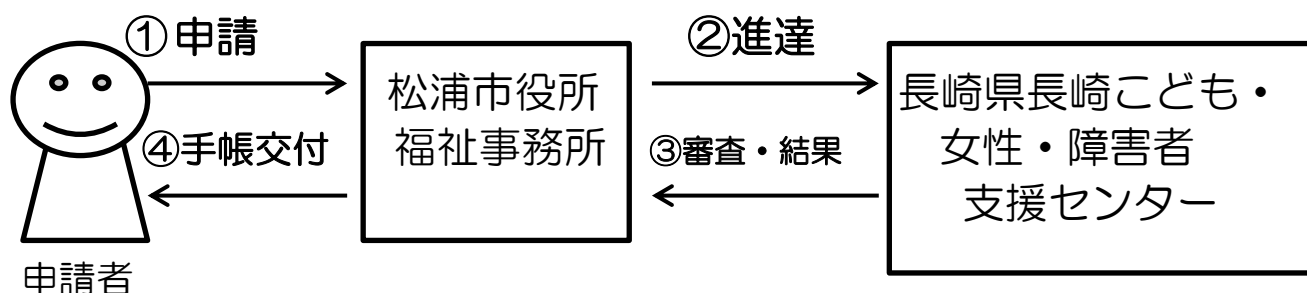
《交付を受けるための手続きに必要なもの》

- ・ 障害者手帳申請書
- ・ 医師の診断書 又は 障害年金証書の写し
- ・ 写真（写真付きの手帳を希望する方のみ）

マイナンバーの
提示が必要です！



申請をされたら、県での審査がありますので、手帳が出来るまでに
1か月～2か月ほどお時間をいただく場合があります。



《精神障害者保健福祉手帳のその他の手続き》

- 手帳を紛失・汚損したとき

⇒再交付をします。写真（写真付き手帳を希望される場合）が必要です。

- 住所や氏名が変更になったとき

⇒手帳の書き換えをします。手帳が必要です。

- 更新の時期が到来したとき

⇒2年に1度更新をしなければなりません。なお、更新の方法は新規で申請するときと同様です。

- 等級変更したいとき

⇒障害の程度が変化したときは、医師に診断書を書いてもらってください。

また、申請の方法は新規で申請するときと同様です。

- 松浦市から転出するとき

⇒松浦市での手続きは特に必要ありません。新しい住所地で住所の変更の手続きをしてください。

- 死亡、障害が治癒したとき

⇒手帳を返還してもらいます。手帳が必要です。



利用できる制度

税金等の控除・免税

《所得税・住民税等の控除》

納税者本人、又はその控除対象配偶者や扶養親族に障害者手帳をお持ちの方がいるときは、所得税・住民税等の控除を受けることができます。

区分	対象者	控除内容
所得税 ・ 市民税	特別障害者（本人・扶養親族） 身体障害者手帳の１・２級 療育手帳のＡ１・Ａ２ 精神障害者保健福祉手帳の１級	所得控除
	普通障害者（本人・扶養親族） 身体障害者の３級～６級 療育手帳のＢ１・Ｂ２ 精神障害者保健福祉手帳の２～３級	
相続税	障害者が財産を取得した場合	税額控除

詳しくは、各窓口にお尋ねください。

市民税 ⇒ 松浦市役所税務課

所得税・相続税 ⇒ 平戸税務署（TEL0950-23-2131）

《自動車税等の減免》

障害者が運転する場合、又は家族等が本人の通院や通学等のために運転する場合、自動車１台に限り、自動車税や自動車取得税が減免されます。減免適用の可否は、障害の区分および等級によって異なりますので、詳しくは各窓口にお尋ねください。

※ 自動車によって窓口が違います。

軽自動車 ⇒ 松浦市役所税務課

普通自動車 ⇒ 県北振興局税務部（TEL0956-24-7056）

《障害者控除の認定》

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者の方で、その状態が一定の認知症又は寝たきりの状態にあると認められる方については、申請により「障害者・特別障害者控除対象者認定書」を受けることができます。認定書を税務申告受付時に提示すれば、所得税及び市県民税の障害者（特別障害者）控除を受けることができます。

○対象者と控除の額

障害者控除

- ・知的障害者軽度又は中度に該当すると判断される人
- ・身体障害者手帳3級から6級に該当すると判断される人

控除額：所得税 27万円、市民税 26万円

特別障害者控除

- ・知的障害者重度に該当すると判断される人
- ・身体障害者手帳1級又は2級に該当すると判断される人
- ・介護保険法の要介護認定調査に基づく寝たきりの状態が6ヶ月以上継続している人

控除額：所得税 40万円、市民税 30万円

※ 控除が適用されるのは、認定書に記載してある「認定年月日」以降の年からとなります。

○申請に必要なもの

- ・松浦市障害者・特別障害者控除対象者認定申請書
- ・印鑑（対象者と窓口に来られる方の両方必要です。）

割引・免除など

＜乗り物の割引＞

外出される際、手帳を提示していただくと乗り物の割引を受けることができます。
 ※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、顔写真がついたものでないと割引を受けられない場合があります。

・ＪＲ運賃の割引

割引対象の区分	券種	割引率	取扱区間	手続き
第１種・Ａ１・Ａ２ (介護者同伴・１人まで)	普通・定期 回数・急行	５割	全区間	手帳提示購入
第２種・Ｂ１・Ｂ２	普通		１００kmを こえる区間	手帳提示購入
１２歳未満の第２種身体 障害者の介護者	定期		全区間	手帳提示購入

第１種、Ａ１、Ａ２の方が単独で乗車する場合、券種により割引ができる区間が異なります。詳しくはＪＲにお問い合わせください。なお、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は割引対象になりません。

・バス運賃の割引

割引対象の区分	割引率	取扱区間	手続き
第１種・Ａ１・Ａ２ 精神障害者手帳１級 (介護者同伴・１人まで)	５割	各バス会 社の全線	手帳提示して半額を支払う
第２種・Ｂ１・Ｂ２ 精神障害者手帳２、３級			手帳提示して半額を支払う

※ 普通運賃の場合。券種により取扱いが違いますので、詳しくは各バス会社にお問い合わせください。

・航空運賃の割引

割引対象の区分	割引率	取扱区間	手続き
身障手帳 療育手帳 精神障害者手帳 (介護者同伴・１人まで※)	２割５分～５割	全区間	手帳提示購入

※ １２歳以上の方のみ適用。詳しくは各会社にお問い合わせください。

・タクシー運賃の割引

割引対象の区分	割引率	手続き
身障手帳、療育手帳 精神障害者手帳	1 割	手帳提示して9割を支払う

それぞれ会社によって、適用や取扱いが違う場合がありますので、ご利用される前に各会社にご確認ください。

・船舶運賃の割引

割引対象の区分	割引率	取扱区間	手続き
第1種・A1・A2 精神障害者手帳1級 (介護者同伴・1人まで)	5割	全区間	手帳提示して半額を支払う
第2種・B1・B2 精神障害者手帳2、3級		100kmをこえる期間	手帳提示して半額を支払う

それぞれ会社によって、適用や取扱いが違う場合がありますので、ご利用される前に各会社にご確認ください。

《有料道路の通行料割引》

障害者の方が自家用車等（営業用自動車を除く）を運転又は乗車する場合、種別により有料道路有料道路料金が半額になります。割引を受けるには申請が必要です。

割引対象の区分	割引率	割引条件
身障手帳第1種 療育手帳A1・A2	5割	本人が運転している、又は本人以外の運転で本人が同乗していること
身障手帳第2種		本人が運転していること

○申請に必要なもの

【ETCご利用でない場合】

- ・申請書 ・障害者手帳 ・車検証（乗車する車を限定する場合のみ）

【ETCご利用の場合】

- ・申請書 ・障害者手帳 ・車検証 ・運転免許証
- ・ETCカード（原則として本人名義） ・ETC車載器セットアップ申込書

※ 親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など、事前に登録した車両以外についても料金所の一般レーン等で障害者割引登録済であることを示すシールが添付された障害者手帳等を提示していただいた場合は割引の対象となります。

※ 登録した車両のナンバー、ETC車載器、ETCカードが変わった場合は変更手続きが必要です。

※ 更新手続きが必要です（割引有効期限の2か月前から更新可能です。）。

○オンライン申請の導入

ETC を利用申請される方を対象に、市役所の窓口に出向くことなく高速道路会社のオンライン申請も可能です。

※ オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、高速道路会社のオンライン申請受付サイトをご確認ください。

《NHK放送受信料の免除》

事前申請により、NHK放送受信料が免除されます。

【全額免除】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が属する世帯全員が市民税非課税である場合

【半額免除】

- ・世帯主の方が視覚障害、聴覚障害で障害者手帳を所持しており、かつ受信契約者である場合
- ・世帯主の方が重度の障害者手帳（身体障害者1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級）を所持しており、かつ受信契約者である場合

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・印鑑
- ・障害者手帳

《福祉タクシー助成》

市内に住所を有し、在宅の重度障害児・者がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

対象者：療育手帳A1 A2を所持している方

身体障害者手帳（1・2級）を所持し、かつ車椅子を常用している方

身体障害者で視覚障害1級を所持している方

《おもいやり駐車場利用証制度》

身障者等用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内共通の利用証（おもいやり駐車場利用証）を掲示することで利用できる制度です。

交付対象者は歩行困難な方で下記の基準に該当する方です。

○身体障害者

区分	対象等級
視覚障害	4級以上
平衡機能障害	5級以上
肢体不自由・上肢	2級以上
肢体不自由・下肢	6級以上
体幹機能障害	5級以上
脳原性上肢機能障害	2級以上
脳原性移動機能障害	6級以上
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害	4級以上



○知的障害者 A1又はA2をお持ちの方

○要介護者 40歳以上、要介護度1以上の方

○精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

○難病者 特定疾患医療受給者、特定医療（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者の方

○けが人 車椅子、杖等使用の方 ※使用期間のわかる診断書が必要

○妊産婦 母子健康手帳取得時～産後1年の方

福祉医療費

病院などで治療を受けた場合に、かかった医療費の自己負担額（保険診療分に限る）の一部を助成します。

対象者：身体障害者手帳 1 級～4 級所持者

療育手帳 A 1・A 2・B 1 所持者

精神障害者福祉手帳 1 級所持者（通院のみ）

※ 1 月ごと・1 医療機関ごとの計算となります。

★自己負担限度額

- ・ 1 級～3 級、A 1・A 2・B 1

月ごとの診療日数		1 日	2 日以上
自己負担額	病院	800 円	1,600 円
	薬局	なし（全額返金）	

- ・ 4 級

月ごとの診療日数		ひと月につき
支給額	病院	保険診療一部負担金から医療機関ごとに 1,000 円を控除した額の 1 / 2
	薬局	保険診療一部負担金（窓口で支払った額）の 1 / 2

○支払方法 □座振込

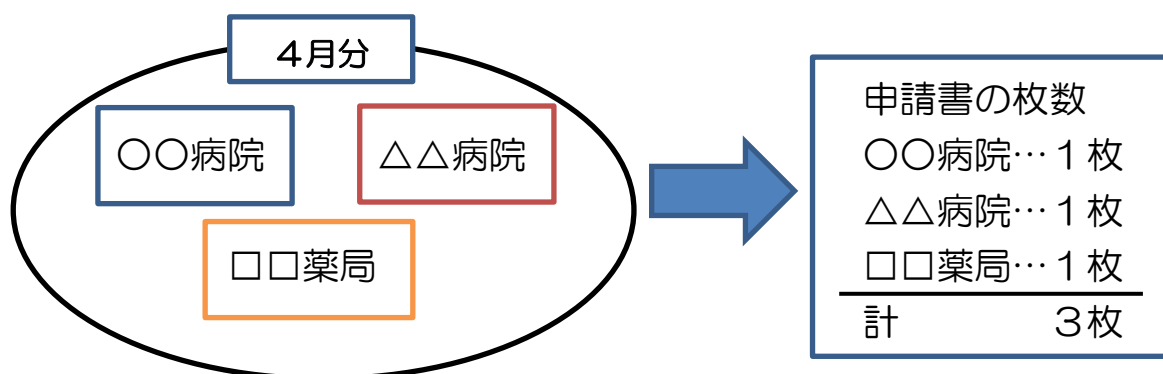
○支払日 月末（休日の場合はその前の平日）までに提出された分を翌月末に振り込みます。（前期・後期高齢者医療制度適用の方は 3 か月ほど遅れます。）

○申請有効期間 医療費を支払った月から 5 年間経過したものは申請できません。

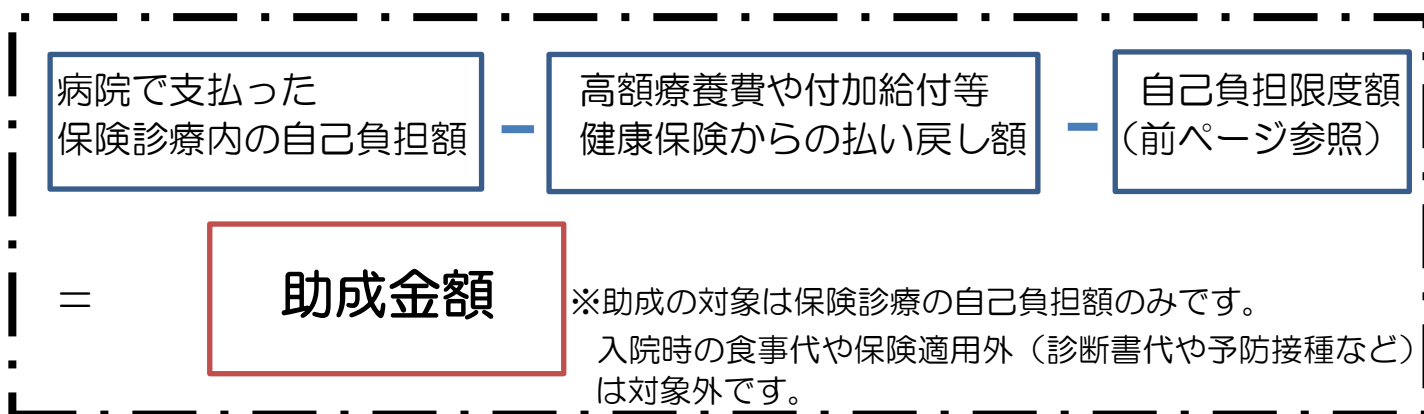
○申請の方法

申請書の必要枚数は、1 月ごと・1 医療機関ごとに 1 枚となります。

（例）…同じ月に病院 2 か所と薬局 1 か所を受診した場合



○助成金の計算方法



計算方法（例）

- ①身体障害者手帳 **1級** を持っていて、
 ○○病院を3日間、△△薬局を2日間受診した場合。

○○病院	健康保険からの払い戻し	自己負担額	助成金額
5,000円	－ 2,000円	－ 1,600円	= 1,400円

△△薬局	健康保険からの払い戻し	自己負担額	助成金額
1,000円	－ 500円	－ 0円	= 500円

- ②身体障害者手帳 **1級** を持っていて、
 ○○病院を1日間受診した場合。

○○病院	健康保険からの払い戻し	自己負担額	助成金額
5,000円	－ 2,000円	－ 800円	= 2,200円

- ③身体障害者手帳 **4級** を持っていて、
 ○○病院を3日間、△△薬局を2日間受診した場合。

○○病院	健康保険からの払い戻し	助成金額
(5,000円 － 0円 － 1,000円)	× 1/2	= 2,000円

△△薬局	健康保険からの払い戻し	助成金額
(1,000円 － 0円)	× 1/2	= 500円

《福祉医療費貸付資金制度》

福祉医療費の助成を受けている人で、医療機関での自己負担額の支払いが困難な場合に福祉医療費相当額を無利子で貸し付ける制度です。

○貸付けの制限

医療費の請求額から高額医療費、保険者等の附加給付等の額を控除し、更に福祉医療費に規定する定額控除した後の額が5,000円以上でなければ貸し付けることができません（前ページ、助成金の計算方法を参照）。

○手続きに必要なもの

福祉医療費貸付申請書、委任状、福祉医療費支給申請書、医療機関発行の請求書

○貸付金の支払い

貸付金は市が管理運営を委託している松浦市社会福祉協議会から直接医療機関に振り込まれます。

自立支援医療費

《更生医療》

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、特定の治療や手術を受ける場合の自己負担額の一部を助成する制度です。自己負担額は原則1割となりますが、所得により、月の上限額が設定されています。

マイナンバーの
提示が必要です！



○給付の対象となる障害の治療の例

視覚障害	白内障手術、角膜移植術、光学的光彩切除術、角膜点墨術、網膜剥離術、虹彩癒着剥離術等
聴覚障害	外耳道形成術、穿孔閉鎖術、人工内耳埋め込み術等
音声・言語・そしゃく機能障害	形成術、口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等
肢体不自由	関節固定術、関節形成術、人工関節置換術、骨切り術、理学療法、自己血貯血、義肢装着のための断端形成術、断端延長術、作業療法、言語療法等
心臓機能障害	開心根治術、欠損孔閉鎖術、弁形成術、弁置換術（抗凝固療法含む）、心臓移植（抗免疫療法含む）、直視下交連切開術、ペースメーカー植え込み術、ペースメーカージェネレーター交換等
じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植術（抗免疫療法を含む）、シャント設置やCAPD留置カテーテル設置術、シャント部分やCAPD留置カテーテルの感染や閉塞に対する治療、移植腎不適應のため腎摘出術等
小腸機能障害	中心静脈栄養法及びこれに伴う医療
肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法含む）
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法、HIV感染に対する医療

○申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費支給申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 指定医療機関の意見書
- ・ 健康保険証（同一保険全員分）
- ・ 印鑑（代理の方が申請する場合）

○身体障害者手帳との関係

原則として、更生医療を受ける場合は事前に申請が必要であり、なおかつその部位の身体障害者手帳を取得しておく必要があります。ただし、緊急に医療を開始しないと生命に影響を及ぼす場合は、身体障害者手帳と更生医療の同時申請ができます。

《育成医療》

18歳未満の身体に障害がある児童で、疾患を放置すると将来障害を残すと認められており、手術等の治療によって確実の効果が期待できる者が対象で、そのために必要な医療費の自己負担額が軽減されます。

○給付の対象となる障害の例

- | | |
|-----------------|--------------|
| ①視覚障害 | ②聴覚障害 |
| ③音声・言語・そしゃく機能障害 | ④肢体不自由 |
| ⑤心臓機能障害 | ⑥じん臓機能障害 |
| ⑦小腸機能障害 | ⑧肝臓機能障害 |
| ⑨免疫機能障害 | ⑩その他の先天性内臓障害 |

マイナンバーの
提示が必要です！



○申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費支給申請書 ・ 指定医療機関の意見書
- ・ 健康保険証（同一保険全員分） ・ 印鑑（代理の方が申請する場合）

《精神通院医療》

精神疾患により、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方が対象で、通院のための医療費の自己負担額が軽減されます。

○申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費支給申請書 ・ 指定医療機関の診断書 ・ 同意書
- ・ 健康保険証（同一保険全員分）

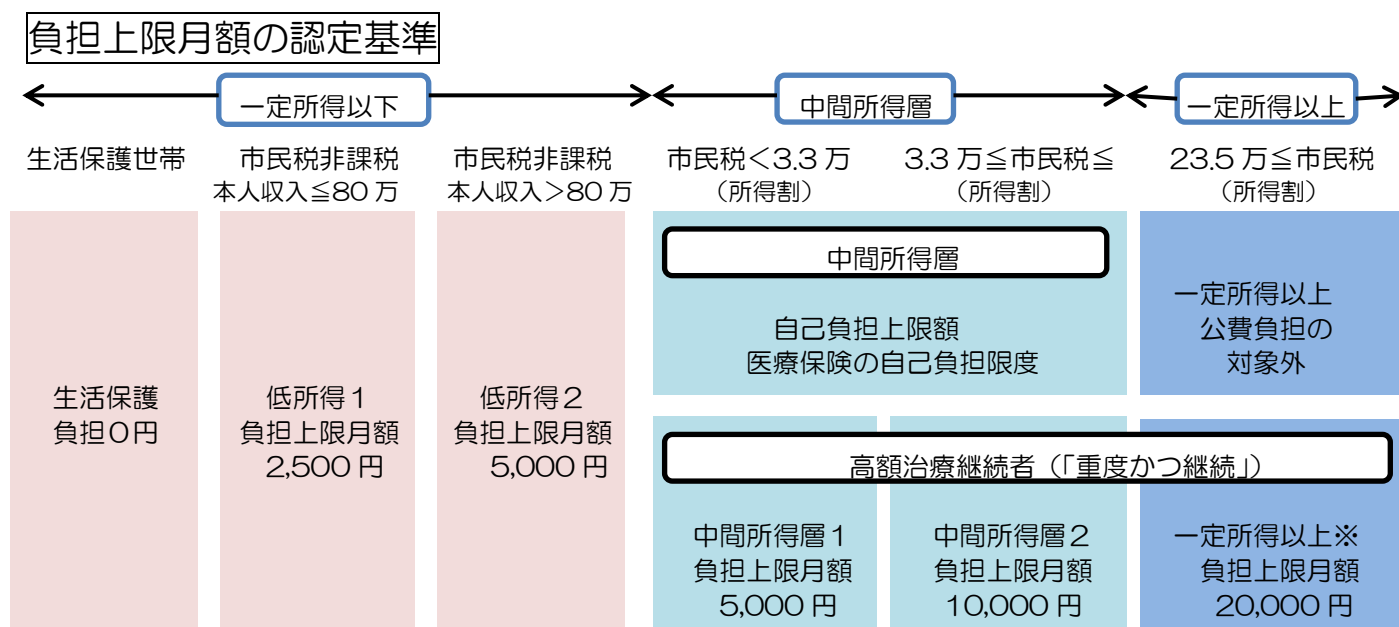
※ 精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、手帳用の診断書で同時申請ができ、精神通院分の診断書は省略することができます。ただし、「高額治療継続者（重度かつ継続）」として申請する場合は、別途、意見書の添付が必要な場合があります。

マイナンバーの
提示が必要です！



《自立支援医療の自己負担額について》

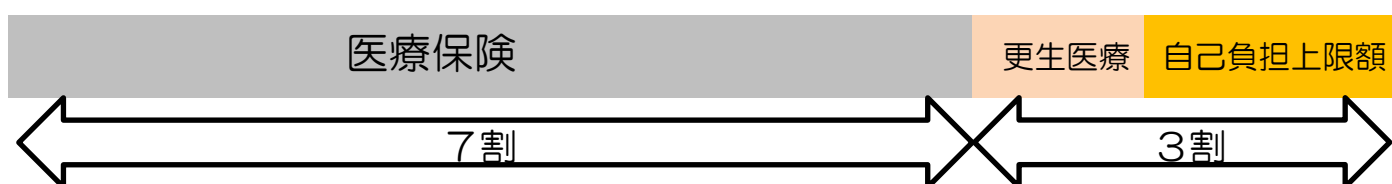
自己負担額は原則 1 割となりますが、所得水準に応じて月ごとに負担上限額が設定されています。また、**低所得以外の方でも継続的に相当額の医療費負担が発生する方（重度かつ継続）**には月ごとの負担額に上限が設定されています。



※「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」は、経過措置が講じられているもの。

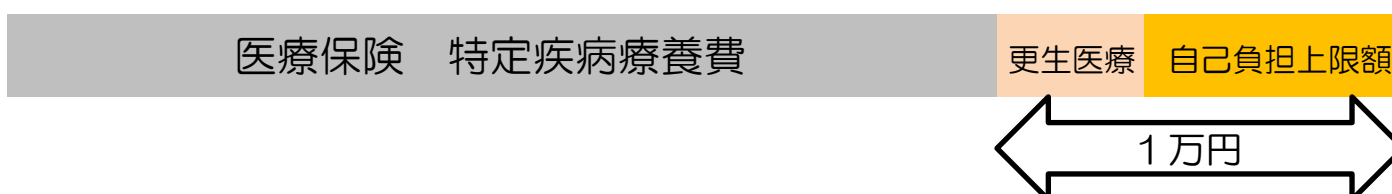
医療保険との関係

医療保険が先に適用され、自己負担上限額の残りの額が自立支援医療として支給されることになります。



※ 更生医療で特定疾病療養費受給者の場合

特定疾病療養費受給者については、自己負担額が 1 万円（上位所得者の場合、2 万円）となります。1 万円から自己負担上限額を差し引いた額が更生医療の適用分となります。



装具・用具

＜補装具＞

身体上の障害を補うための装具の購入や修理に対する費用が支給されます。身体障害者手帳の内容、等級などにより対象となる品目が定められており、購入又は修理前の申請手続きが必要です。

原則、費用の1割が自己負担額となりますが、所得により上限額が設定されます。

○対象となる補装具の種目

義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（1本杖を除く）、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）

＜18歳未満のみ：座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具＞

※ 介護保険等において補装具の給付・修理・貸与が受けられる場合には、そちらが優先となります。

※ 治療用装具（医学的治療の一環として使用するもの）は支給の対象になりません。

○申請に必要なもの

・補装具支給申請書 ・印鑑（代理の方が申請する場合） ・見積書

※ 補装具の種目によっては医師の意見書や処方箋が必要な場合がありますので詳しくはお尋ねください。

○自己負担上限額について

生活保護世帯 ⇒ 自己負担上限額 0円

市民税非課税世帯 ⇒ 自己負担上限額 0円

市民税課税世帯 ⇒ 自己負担上限額 37,200円

※ 補装具の種目ごとに金額の基準が決まっています。見積書の金額が基準額を超えると、その分は自己負担となります。

マイナンバーの
提示が必要です！



《日常生活用具》

在宅で生活する障害者、障害児及び難病患者の自立生活支援のため、日常生活用具の給付を行います。障害の種類、程度等により給付対象となる品目が異なります。原則1割の利用者負担がありますが、課税状況により負担上限額が定められています。

○対象となる日常生活用具の種目

障害の範囲	種目
肢体	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（障害児のみ）、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、Ｔ字状・棒状杖、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、居宅生活動作補助用具
体幹	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（障害児のみ）、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、Ｔ字状・棒状杖、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具
視覚	歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計
聴覚	聴覚障害者用屋内信号装置、点字ディスプレイ、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置
呼吸器	ネブライザー（吸入器）、動脈血中酸素飽和度測定器、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、吸引・吸入両用器
じん臓	透析液加温器
知的	頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器
言語・音声	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、人工喉頭
膀胱・直腸機能	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器

※ 原則として、在宅が条件となりますが、用具の給付により退所（退院）が可能となる場合もしくは短期間の入院である場合、又は入所中に頭部保護帽及びストマ用装具の給付を受けようとする場合はこの限りではありません。

○申請に必要なもの

- ・日常生活用具支給申請書 ・印鑑（代理の方が申請する場合）
- ・見積書

※ 用品と障害によっては医師の意見書が必要な場合があります。

○自己負担上限額について

- | | | |
|----------|---|-------------------------------------|
| 生活保護世帯 | ⇒ | 自己負担上限額 0円 |
| 市民税非課税世帯 | ⇒ | 自己負担上限額 2,500円 |
| 市民税課税世帯 | ⇒ | 所得割額に応じて、
5,000円、10,000円、20,000円 |

マイナンバーの
提示が必要です！



※住宅改修費の助成について

松浦市内に住所があり在宅で生活されている方で、身体障害者手帳の下肢機能障害または体幹機能障害で1級から3級を所持している方、又は難病で歩行や立ち上がりに相当な支障をきたしている方に対し、住宅改修費の一部を助成します（原則1回）。対象工事は以下のとおりです（改造等に着工する前に限ります。）。ただし、介護保険制度の利用ができる方は、介護保険が優先されます。

日常生活用具給付事業の住宅改修費の助成（居宅生活動作補助用具）の対象となる住宅の改造に要する経費

- ・手すりの取り付け
- ・床段差の解消
- ・滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・洋式便所等への便器の取り替え
- ・その他、これら各工事に伴う必要な工事

○助成基準額

給付限度額は20万円です。自己負担は1割で、さらに、世帯の課税状況によって自己負担が軽減されることがあります。

○申請に必要なもの

- ・日常生活用具支給申請書
- ・印鑑（代理の方が申請する場合）
- ・見積書
- ・改修箇所及び改修内容を示す平面図その他の図面
- ・改修前の状況を示す写真
- ・住宅所有者又は住宅管理者の工事承諾書（申請者の所有する住宅以外の改修を行う場合に限る）

各種手当

＜特別障害者手当＞

20歳以上で、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護が必要な方に支給される手当です。申請には医師の診断書が必要です。

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・所得状況届
- ・承諾書
- ・医師の診断書
- ・振込先のわかる通帳等
- ・障害年金等を受給されている方は受給額がわかるもの

※下記の方は該当しません。

- ・病院等に継続して3か月を超えて入院している方
- ・施設に入所中の方
- ・本人又は同居の親族の所得が一定以上ある方
(扶養親族数により異なります。)

マイナンバーの
提示が必要です！



＜障害児福祉手当＞

20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護が必要な方に支給される手当です。申請には医師の診断書が必要です。

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・所得状況届
- ・承諾書
- ・医師の診断書
- ・振込先のわかる通帳等（障害児本人の名義のもの）

※下記の方は該当しません。

- ・障害を支給理由とする公的年金等を受けている方
- ・施設に入所中の方
- ・父母又は同居の親族の所得が一定以上ある方
(扶養親族数により異なります。)

マイナンバーの
提示が必要です！



《特別児童扶養手当》

20歳未満で障害のある児童の**監護者（父母又は養育者）**に対して支給される手当です。申請には医師の診断書が必要です。

※ 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、その等級によって診断書を省略できる場合がありますので、一度お尋ねください。

○申請に必要なもの

- ・特別児童扶養手当認定請求書
- ・同一住所地の居住等に係る申立書
- ・児童の就学状況についての申立書
- ・承諾書
- ・別居監護申立書（対象児童と別居している場合）
- ・世帯全員の戸籍謄本
- ・医師の診断書
- ・振込先のわかる通帳等（監護者名義のもの）

マイナンバーの
提示が必要です！



※下記の方は該当しません。

- ・障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の監護者
- ・施設に入所中の児童の監護者
- ・父母又は同居の親族の所得が一定以上ある児童の監護者
（扶養親族数により異なります。）

《支給額と振込月について》

支給額と振込月については以下のとおりです。それぞれ振込月が決められており、3～4か月分が振り込まれます。

	支給額（月額）	振込月
特別障害者手当	27,980円	5・8・11・2月の4回
障害児福祉手当	15,220円	5・8・11・2月の4回
特別児童扶養手当1級	53,700円	4・8・11月の3回
〃 2級	35,760円	

※ 支給額は令和5年4月1日現在のものです。額改定が行われる場合があります。

その他の助成

《自動車運転免許取得費の助成》

60歳未満の身体障害者手帳1級から4級所持者で、以下のいずれかの条件を満たしている方に対して、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します（自動車運転免許取得により就労又は就学が見込まれる等社会活動への参加に効果があると認められる方が対象です。）。※所得制限があります。

- ・市内に1年以上居住している方
- ・就学のため市外に居住しているが、その者の世帯が市内にあり生計を一にしていると認められる方
- ・障害者自立支援法「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）」の規定により、支給決定を受け施設に入所又は通所している方

○助成額

入校した自動車学校又は自動車教習所の教習料（検定料含む）の3分の2に相当する額を助成します（助成限度額10万円）。

○交付申請の際に提出する書類

- ・身体障害者運転免許取得費補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支見積書
- ・身体障害者手帳の写し
- ・承諾書

（場合によって必要になるもの）

- ・運転適性相談結果の写し
- ・運転免許取得の要否に関する当該施設長の意見書（施設入所者に限る）
- ・在学証明書（在学中の場合）

○免許取得後に提出する書類

- ・身体障害者運転免許取得費補助金実績報告書
- ・事業実績報告書
- ・収支実績書
- ・自動車運転免許証の表裏両面の写し
- ・自動車学校（教習所）の教習料の領収書の写し
- ・身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付請求書
- ・預金通帳（申請者の名義のもの）

《自動車改造費の助成》

身体障害者手帳を所持する以下のいずれかの条件を満たしている方に対し、自動車改造費の一部を助成します。※本人又はその配偶者若しくは扶養義務者の所得制限があります。

- ・重度の上肢、下肢又は体幹機能障害を有する方で、就労等のため自らが所有し運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある方
- ・下肢機能障害、体幹機能障害又は脳原性移動機能障害における障害の程度が1級又は2級の方で、通学、通院、通所もしくは生業のために自ら又は生計を同一にする者が所有する自動車に車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着し、もしくは改造する必要がある方

○助成額

改造等に要した費用の3分の2に相当する額を助成します（助成限度額10万円）。

○改造前に提出する書類

- ・身体障害者用自動車改造費補助金交付申請書
- ・身体障害者用自動車改造計画書
- ・身体障害者手帳の写し
- ・承諾書

○改造後に提出する書類

- ・身体障害者用自動車改造費補助金実績報告書
- ・身体障害者用自動車改造完了届
- ・改造前と改造後の変化が確認できるもの（改造個所の着手前後の写真等）
- ・身体障害者用自動車改造費補助金交付請求書

障害福祉サービス

障害者を対象とした居宅へのヘルパー派遣、施設などへの入所・通所サービスのご案内です。

障害者総合支援法に基づくサービスとして「障害福祉サービス」と独自に実施している「地域生活支援事業」等があります。

障害者総合支援法は、障害をお持ちの方や難病の方が自立した社会生活や日常生活を送ることができるように必要なサービスの給付や支援を行うことを目的としています。



1. 障害福祉サービス

障害のある方、難病の方等が住み慣れた地域で自立生活を送ることができるように、さまざまなサービスがあります。

(1) サービスの種類

- ① 介護給付
ご家庭へのヘルパー派遣、施設への入所、入所施設での介護など
- ② 訓練給付
就労の訓練や一人暮らしの練習など
- ③ 相談支援給付
困りごとの相談、サービスを利用する際の計画作成など

※「介護給付」の場合、認定審査会で決定する障害支援区分（心や身体の状態を表す程度）によってサービスが限定されることがあります。



介 護 給 付	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅にヘルパーが訪問し、入浴、排泄、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に対して、自宅で入浴、排泄、食事などの介助を行います。また外出移動等も支援します。
行動援護 同行援護	視覚障害、知的障害、精神障害により自己判断力が制限されている人に対して、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者 包括支援	介護の必要度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの理由により介護が困難な時に、短期間、施設に入所できます。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関への入院にあわせて機能訓練、看護、介護を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、施設で入浴、排泄、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排泄、食事などの介護を行います。

訓 練 等 給 付	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を目指し、一定の期間、就業に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 〔 A型：雇用あり B型：雇用なし 〕	一般企業などへの就労が困難な人に、働きながら知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	一般企業等に就労した方に対して、就業が継続して行えるよう指導や助言を行います。
自立生活援助	一人暮らしをはじめた方に対して、自立した生活を継続して行えるように支援を行います。

相談支援給付	
計画相談支援 (サービス利用支援)	障害福祉サービスを申請する人が困っていることや生活の希望や目標などの相談に乗りながら、「サービス利用計画」の作成、支援を行います。
計画相談支援 (継続サービス利用支援)	障害福祉サービスを利用している人のサービスが適切であるか定期的に確認し、必要に応じて「サービス利用計画」の見直しを行います。
地域相談支援 (移行支援)	施設に入所や病院に入院している人の地域で生活するための希望など相談に乗りながら、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
地域相談支援 (定着支援)	地域で一人暮らししている人または家族と一緒に暮らしていても家族に障害や病気があり支援を受けられない人の相談を常に受けられるような体制や緊急時の支援体制を行います。

(2) 対象となる方

- ・ 3障害の手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）をお持ちの方
- ・ 自立支援医療（精神通院）や障害年金を受給している方等
- ・ 障害者総合支援法の対象となる難病（366 疾病）に該当する方

※ 詳しい難病名に関しては福祉事務所までお尋ねください。

(3) 障害福祉サービス利用までの流れ

①相談・申請

- ・サービスの利用を希望する人は、相談支援事業所か福祉事務所にご相談ください。
- ・利用したいサービスが決まりましたら、福祉事務所で申請します。

* 申請に必要な書類 *

- ・申請書（窓口にあります）
- ・印鑑 ・ 個人番号〈マイナンバー〉が確認できるもの
- ・障害者手帳、自立支援医療受給者証
（対象者であることがわかるもの）



②認定調査・医師意見書

- ・認定調査員があなたのところにやってきて、あなたのできることや生活の中での困りごとなどを聞き取ります。あなたの事をよく知っている医師に意見書を書いてもらう場合もあります。



③審査会・判定（介護給付サービスの場合）

- ・認定調査結果と医師意見書をもとに、審査会で障害者の方の心身の状況やどのくらいサービスが必要な状態かにより障害支援区分が決められます。区分は1～6に分けられます。



④認定・通知

- ・障害支援区分が決定されます。この障害支援区分と介護する人や居宅の状況、本人の意向などにより、利用できるサービスの内容や量が決まります。



⑤支給決定

- ・あなたが使いたいサービスの希望を福祉事務所に伝えます。サービスの内容、計画については相談支援専門員に相談できます。支給が決まると、福祉サービスの「受給者証」が送られてきます。「受給者証」はサービスを受ける際、事業所に提出します。



⑥サービス利用

- ・サービス事業所と契約し、サービスを受けます。
- ・サービス内容の変更などをご希望されるときには、福祉事務所か相談支援事業所に相談してください。



(4) 障害福祉サービスの利用者負担

利用者負担は所得に応じて上限月額が設定されています。

また、低所得者（市民税非課税）の方に配慮し、定率負担の上限額と食費・光熱費の実費負担のそれぞれについて、サービスの種類により軽減措置が設けられています。

①所得を判断する世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18・19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18・19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

②障害者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯（※1）	0円
一般 1	市民税課税世帯（※2）	居宅で生活する障害児 4,600円
		居宅で生活する障害者及び 20歳未満の施設入所者 9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

※1 障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下である方

※2 市民税所得割額が16万円（障害児及び20歳未満の施設入所者は28万円）未満の方

2. 障害児を対象とした障害福祉サービス



障害をもった子どもや保護者が、身近な地域で専門的な支援を受けることができるよう、さまざまなサービスがあります。

障害児通所支援を利用する場合は、市に申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。なお、障害児入所を利用する場合は、児童相談所に申請します。



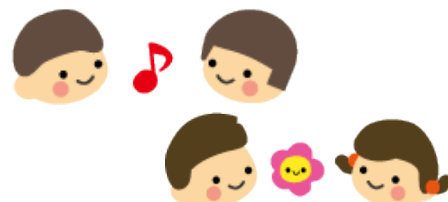
(1) サービスの種類

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	身体に障害のある児童に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、授業の終了後または夏休みなどの休学日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請にあたり、障害のある児童の心身の置かれている環境、サービス利用の意向を勘案し、「サービス等利用計画」を作成します。

(2) 対象となる方

18歳未満の方で

- ・ 障害者手帳を所持している方
- ・ 自立支援医療（精神通院）を受給している方
- ・ 特定疾患医療受給者証を所持している方
- ・ 発達センターや医療機関などで障害を有すると判断された方



(3) 障害児サービス利用までの流れ

①相談・申請

- ・サービスの利用を希望する人は、相談支援事業所か福祉事務所にご相談ください
- ・利用したいサービスが決まりましたら、福祉事務所で申請します。

* 申請に必要な書類 *

- ・申請書（窓口にあります）
- ・印鑑 ・個人番号〈マイナンバー〉が確認できるもの
- ・障害者手帳、自立支援医療受給者証
（対象者であることがわかるもの）

※手帳をお持ちでない方は医師意見書が必要な場合があります。



②認定調査

- ・認定調査員がお子さんと保護者の方と面接を行います。そこで介助の必要性や心身の状況、生活の中での困りごとなどについて聞き取ります。



③判定

- ・認定調査結果と医師意見書をもとに、お子さんの心身の状況やどのくらいサービスが必要な状態かを判定します。



④支給決定

- ・サービスの内容、計画については相談支援専門員に相談できます。支給が決まると、福祉サービスの「受給者証」が送られてきます。「受給者証」はサービスを受ける際、事業所に提出します。



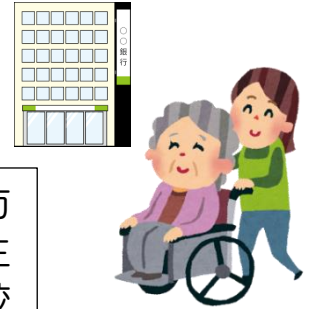
⑤サービス利用

- ・サービス事業所と契約し、サービスを受けます。
- ・サービス内容の変更などをご希望されるときには、福祉事務所または相談支援事業所に相談してください。



3. 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、市が地域の実情に応じて柔軟に対応する事業として実施しています。この事業には、「移動支援事業」、「日中一時支援事業」があります。



(1) 移動支援事業

移動支援事業には、障害により屋外での移動が困難な方が外出する際にヘルパーが付き添い、地域での自立した生活や社会参加を支援する移動支援サービスと特別支援学校において義務教育課程にある方の通学支援を行う通学支援サービスがあります。

利用したい方は、市の利用決定を受けた上で、市が委託した事業者の中から自分の希望に見合った事業者を選ぶことができます。

① 移動支援サービスの対象となる方

- ・ 在宅で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

※（身体障害者手帳をお持ちの方の中で視覚障害、肢体不自由の等級が1級、2級の方のみ対象となります。）

② 対象となる外出

- ・ 社会生活上必要不可欠な外出
（日用品の買い物、金融機関での手続き、冠婚葬祭など）
- ・ 余暇活動など社会参加のための外出
（外出、レジャー、スポーツ活動、講演会への参加など）

※ 原則として、1日の範囲内で用務を終えるものに限りします。

※ 経済活動に係る外出（通勤、営業活動など）、通年かつ長期にわたる外出（学校、病院への定期的な送迎など）、社会通念上適当でない外出は移動支援事業の対象外となります。

③ 申請手続きに必要なもの

- ・ 申請書 ・ 調査票（窓口にあります）
- ・ 印鑑（認印可） ・ 障害者手帳

※ 転入により松浦市に課税情報のない方は、転入前の住所地で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

④自己負担

- 原則としてサービスに要した額の1割負担となります。

※ただし、世帯の所得に応じた「自己負担上限額」が定められていますので、1か月に利用したサービスの量に関わらず、その月の自己負担額の合計がこの金額を超えることはありません。

課税区分	自己負担上限月額
生活保護世帯	0円（自己負担なし）
市民税非課税世帯	2,500円
市民税均等割のみ課税世帯 所得割3.3万円未満	5,000円
所得割23.5万円未満	10,000円
所得割23.5万円以上	20,000円

※上記の他、移動中に利用した車両や公共交通機関（バス、電車、タクシーなど）の料金の実費は自己負担となります。

⑤利用のしかた

- 1) 福祉事務所に申請し、後日「受給者証」を受け取ってください。
- 2) 事業所と契約します。
- 3) 事業所に予約して利用します。
- 4) 利用後、利用時間を「確認票（事業所で用意します。）」で確認し、確認印を押印してください。
- 5) 自己負担する金額を事業所へお支払いください。

(2) 日中一時支援事業

介護する方の外出や休養により一時的に介護が必要なとき、保護者の就労などで特別支援学校などの下校後の活動場所がほしいときなど、障害のある方や障害のあるお子さんを施設で一時的にお預かりします。



- 年間の利用回数に制限があります（原則、年84回）。
- 手帳がないときは、障害の程度を証明するものが必要です。
詳しくは、福祉事務所へお問い合わせください。
- 転入により松浦市に課税情報がない方は、転入前の住所地で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

①対象となる方

- 心身に障害のある在宅の方（介護保険適用者は利用できません）

②申請手続きに必要なもの

- 申請書（福祉事務所窓口にあります）
- 印鑑（認印可） • 障害者手帳

※ 自己負担額利用の仕方は、移動支援事業と同じとなります。